

新居浜市
環境マネジメントシステム
マニュアル
(N i - E M S : ニームス)

新第3版改訂

制定日 平成31年 4月1日

改訂日 令和6年 4月1日

新居浜市

環境方針

歴史を未来につなぐ あかがねのまち

ゼロカーボンシティにいほま

1 基本理念

私たちの住む新居浜は、公害を体験し、克服してきた歴史があるまちです。その先人の取組が、肥沃な大地と海と山の豊かな自然の恵みをもたらし、潤いと安らぎを与えています。この素晴らしい環境は、先人から受け継いだかけがえのない遺産であるとともに、将来の世代に必ず引き継がなければならない貴重な財産でもあります。

そのためには、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を果たし、互いに協力し、学び合いながら、協働して新居浜の環境の保全及び創造に努めなければなりません。

新居浜市は、自らが率先して環境に配慮した行政を推進し、『めざす環境像』の実現に努めます。

2 基本方針

- 持続可能でよりよい社会を築き、ゼロカーボンシティを実現するため、率先して地球温暖化対策を推進します。
- すべての課所がエネルギー消費原単位の削減目標を設定し、積極的に省エネ活動を推進します。
- 先人から受け継いだ豊かな自然を未来へつなぐため、新居浜市環境基本計画、新居浜市環境保全行動計画に基づき、積極的に各種施策を推進します。
- 環境関連法令、条例、協定等を順守し、環境汚染の予防に努めます。
- 職員が環境方針を理解し、環境方針に沿った活動ができるよう研修を行います。
- 環境方針に基づく活動結果を公表します。

令和6年4月1日改訂

新居浜市長

石川 勝行

目次

第1章 基本的事項	1
1 新居浜市環境マネジメントシステム	1
2 対象範囲	1
3 推進体制	2
4 役割	3
第2章 計画	5
1 環境方針	5
2 環境目標	5
第3章 実施	6
1 取組内容	6
2 管理項目	8
第4章 運用	9
1 研修	9
2 緊急事態への準備及び対応	9
3 コミュニケーション	10
4 文書管理	10
5 取組の公表	10
第5章 点検	11
1 点検及び評価	11
2 環境監査（内部評価）	11
3 環境審議会（外部評価）	12
第6章 改善	13
1 改善指示	13

第1章 基本的事項

1 新居浜市環境マネジメントシステム

新居浜市環境マネジメントシステム（N i - E M S : ニームス）は、新居浜市が構築する独自の環境マネジメントシステムで、「にいはま環境プラン」、「新居浜市地球温暖化対策地域計画」及び「エコアクションプランにいはま」を推進し、環境法令の順守、適正なエネルギー管理を通じて、職員全体で環境配慮に取り組み、SDGsの達成、カーボンニュートラルの実現に向け、PDCAサイクルによる継続的な環境改善を図ることを目的とする。

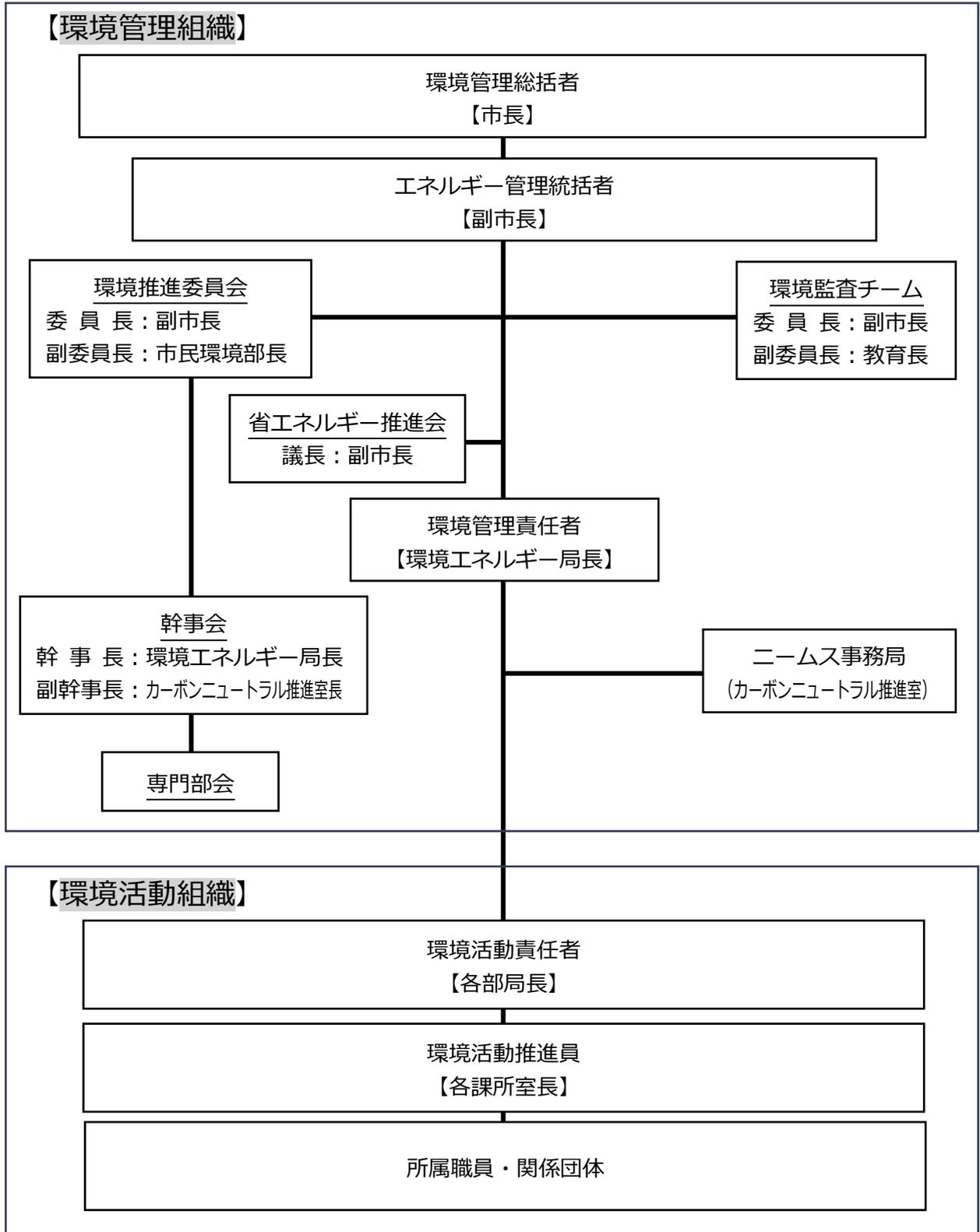


2 対象範囲

市が直接行うすべての事務事業及び指定管理者制度導入施設を含むすべての市有施設を対象とし、市の施設で業務を行う業者、施設を使用する団体にも協力を依頼する。

ただし、その業務又は使用が一時的なものについては対象外とする。

3 推進体制



4 役割

【環境管理組織】

(1) 環境管理総括者（市長）

環境マネジメントシステムの最高責任者として、市長を環境管理総括者とし、次に掲げる事務を行う。

- ア 環境方針の決定
- イ 環境目標の決定
- ウ 環境マネジメントシステムマニュアルの決定
- エ 環境マネジメントシステム全体に関する改善指示

(2) エネルギー管理統括者（副市長）

新居浜市エネルギー管理要綱に基づき、エネルギーの使用の合理化及びこれに必要な措置を統括する責任者として、副市長をエネルギー管理統括者とし、次に掲げる事務を行う。

- ア 省エネルギーの推進に関する事項の決定
- イ エネルギーの使用の合理化の取組に関する改善指示

(3) 環境管理責任者（環境エネルギー局長）

環境マネジメントシステムの確立、実施、維持及び管理に関わる事務を総括する運用上の総責任者として、環境エネルギー局長を環境管理責任者とし、次に掲げる事務を行う。

- ア 環境方針の原案の作成
- イ 環境目標の原案の作成
- ウ 環境マネジメントシステムマニュアルの原案の作成
- エ 環境マネジメントシステムの運用上必要な様式の決定
- オ 環境監査に関する事務の総括
- カ 緊急事態に関する事項の環境管理総括者への報告
- キ 環境管理総括者による改善指示に必要な情報の提供

(4) ニームス事務局（カーボンニュートラル推進室）

環境マネジメントシステムの確立、実施、維持及び管理に関し、環境管理責任者が行う事務を補佐するため、ニームス事務局をカーボンニュートラル推進室に設置する。

また、エネルギー管理統括者が行う事務を補佐するため、エネルギー管理企画推進者をカーボンニュートラル推進室から選任する。

(5) 環境推進委員会

環境マネジメントシステムの推進に関し、環境目標の設定等の重要事項を審議する。

(6) 環境推進委員会幹事会

環境推進委員会が審議する事項についての調査及び研究を行う。

(7) 専門部会

必要に応じ専門の事項について調査研究する。

(8) 省エネルギー推進会

市の事務事業におけるエネルギーの使用の合理化を図るため、エネルギーの使用の合理化に関する事項等について審議する。

(9) 環境監査チーム

環境マネジメントシステムの実施、維持及び管理が適切に行われているか評価を行う。

【環境活動組織】

(10) 環境活動責任者（各部局長）

各部局において、環境マネジメントシステムを円滑に推進するための運用上の責任者として、部局長を環境活動責任者とし、所属する部局の取組を総括し、管理する。

(11) 環境活動推進員（各課所室長）

各課所室において、環境マネジメントシステムを円滑に推進するため、課所室長を環境活動推進員とし、次に掲げる事務を行う。

ア 管理項目の実績等の把握及び報告

イ 取組の評価及び報告

ウ 職員研修の実施

オ 緊急事態への準備及び対応

カ 環境監査への対応

第2章 計画

1 環境方針

環境方針は、新居浜市を取り巻く環境の状況や課題等を踏まえ、環境管理総括者が決定する。

(1) 環境方針の策定

環境管理責任者が、環境方針の原案を作成し、環境推進委員会での審議を経て、環境管理総括者が決定する。

(2) 環境方針の公表

環境方針は、ホームページ等により公表する。

(3) 環境方針の周知

環境活動推進員は、所属職員及び関連団体に周知する。

(4) 環境方針の見直し

環境方針は、必要に応じて、見直しを行う。

2 環境目標

(1) 環境目標の設定

環境目標は、前年度の環境マネジメント（二ームス活動）の取組結果等を参考に、環境管理責任者が原案を作成し、環境推進委員会での審議を経て、環境管理総括者が決定する。

(2) 環境目標の公表

環境目標は、ホームページ等により公表する。

(3) 環境目標の周知

環境活動推進員は、所属職員及び関連団体に周知する。

(4) 環境目標の見直し

環境目標は、毎年、見直しを行う。

第3章 実施

1 取組内容

環境活動組織は、次に掲げる5つの取組を一体的に実施する。

(1) 環境法令の順守

表1の環境法令一覧を参考に、関連する条例等を含め、所管事務及び所管施設に係る環境法令を順守する。

(2) にいはま環境プランの推進

にいはま環境プラン（新居浜市環境基本計画及び環境保全行動計画）に関連する施策や事業を推進する。

(3) 新居浜市地球温暖化対策地域計画の推進

新居浜市域の温室効果ガスの排出量を削減することを目的に、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき策定している「新居浜市地球温暖化対策地域計画」に関連する施策や事業を推進する。

(4) エコアクションプランにいはまの推進

市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量を削減することを目的に、温対法に基づき策定している「エコアクションプランにいはま（新居浜市地球温暖化対策対策率先行動計画）」に関連する施策や事業を推進する。

(5) エネルギーの使用の合理化

エネルギーの使用の合理化等に関する法律で求められているエネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減させるため、新居浜市エネルギー管理要綱に基づき、エネルギー管理を推進する。

表1 環境法令一覧

区分	法令名称
公害関連	大気汚染防止法
	悪臭防止法
	騒音規制法
	振動規制法
	土壌汚染対策法
	水質汚濁防止法
	公害健康被害の補償等に関する法律
水道・下水・浄化槽	水道法
	下水道法
	浄化槽法
化学物質・安全衛生・危険物	毒物及び劇物取締法（毒劇法）
	農薬取締法
	労働安全衛生法（安衛法）
	消防法
	高圧ガス保安法
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液化石油ガス保安法）
	ガス事業法
	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PPTR法）
	ダイオキシン類対策特措法
	公衆浴場法
	電気事業法
	電波法
廃棄物・循環型社会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）
	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
地球温暖化・エネルギー・フロン	地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）

2 管理項目

環境活動組織の取組状況を管理するため、環境活動推進員は、所管事務及び所管施設に関し、次に掲げる管理項目の実績等を把握し、定められた様式により、二ームス事務局に報告する。

区分	管理項目
環境法令の順守	<ul style="list-style-type: none">▪ 環境法令の順守状況▪ 第一種特定製品の整備及び点検状況▪ 毒劇物の管理状況
にいはま環境プランの推進	<ul style="list-style-type: none">▪ 成果指標▪ 施策の取組状況
新居浜市地球温暖化対策地域計画の推進	<ul style="list-style-type: none">▪ 温室効果ガスの排出状況▪ 施策の取組状況
エコアクションプランにいはまの推進	<ul style="list-style-type: none">▪ 温室効果ガスの排出状況▪ 施策の取組状況▪ 燃料、電気、水道等の使用状況▪ 公用車の燃料使用量、走行距離▪ 温室効果ガスの排出量算定に必要な活動量▪ コピー用紙・封筒の使用状況▪ エコ通勤の取組状況▪ グリーン購入の取組状況▪ 廃棄物の排出状況
エネルギーの使用の合理化	<ul style="list-style-type: none">▪ エネルギーの使用の合理化の取組状況▪ エネルギー管理標準の整備状況

第4章 運用

1 研修

環境マネジメントシステムの重要性、活動内容等を周知徹底するため、次のとおり研修を実施する。

区分	対象者	目的	実施責任者
環境活動推進員研修	環境活動推進員	・ 環境マネジメントシステムの基本的内容の理解 ・ 環境活動推進員の役割の理解	環境管理責任者
職員研修	各課所室の所属職員及び関係団体	・ 環境マネジメントシステムの基本的内容の理解	環境活動推進員
環境監査委員研修	環境監査委員	・ 環境監査委員の役割の理解 ・ 環境監査を実施する上で必要な知識及び技能の習得	環境管理責任者

2 緊急事態への準備及び対応

事故等によって、環境に大きな影響を与える可能性がある緊急事態への対応について、事故等が発生した場合の対応及び事前の緩和策等を次のとおり実施する。

(1) 緊急事態への準備

緊急事態に速やかに対応するため、必要に応じて、緊急事態への対応手順を定めた「運用手順書」を環境活動推進員が作成する。運用手順書の内容に変更が生じた場合は、見直しを行う。運用手順書には、汚染の予防、緩和のための応急処置を含む作業手順や責任の所在、事後処理策など、緊急時の対応手順を明確に示すものとする。

既に、緊急事態への対応の手順を別途定めている場合は、それをもって運用手順書とすることができる。

(2) 緊急事態への対応

緊急事態が発生又は発生する恐れがある場合は、運用手順書に基づいて対応し、環境活動推進員が、定められた様式により、環境活動責任者及び環境管理責任者に報告する。

環境管理責任者は、緊急事態への対応について、環境活動推進員から報告を受けた場合は、環境管理総括者に報告する。

3 コミュニケーション

環境マネジメントシステムの充実を図るため、内外のコミュニケーションについて、次のとおりとする。

(1) 内部コミュニケーション

環境マネジメントシステムに関することで、改善提案がある職員は、環境活動推進員の承諾を得て、定められた様式により、ニームス事務局に改善提案を行う。

ニームス事務局は、提案内容を検討し、環境マネジメントシステムの見直しに活用する。

(2) 外部コミュニケーション

環境マネジメントシステムに関することで、市民等から寄せられた提案、要望等については、提案、要望等を受理した課所室の環境活動推進員が、定められた様式により、ニームス事務局に報告する。

ニームス事務局は、報告を受けた内容について、必要に応じて、対応を検討し、環境マネジメントシステムの見直しに活用する。

4 文書管理

環境マネジメントシステムに関する文書を次のとおり定める。

種類	作成者	決定者	内容
環境マネジメントシステムマニュアル	環境管理責任者	環境管理総括者	環境マネジメントシステムの運用・管理に関する内容を包括的に記述した文書
様式	環境管理責任者	環境管理責任者	管理項目の実績、コミュニケーション等を記録する環境マネジメントシステムの運用上必要な文書
運用手順書	環境活動推進員	環境活動責任者	緊急事態への対応手順を定めた文書

5 取組の公表

環境マネジメントの取組状況は、**にいはまの環境報告書（年次報告書）**において、毎年、公表する。

第5章 点検

1 点検及び評価

環境活動組織の取組状況を評価するため、環境活動推進員は、環境マネジメントの取組状況の点検及び評価を行い、定められた様式により、二ームス事務局に報告する。

2 環境監査（内部評価）

環境監査は、システムが適切に実施及び維持管理され、目標達成に向け有効に運用されているかを内部で評価するため、毎年、実施する。

また、環境監査に関する事務は、環境管理責任者が総括する。

（1）監査の実施体制

環境監査は、環境監査委員長、環境監査副委員長、環境監査委員で構成する「環境監査チーム」が実施する。

また、副市長を環境監査委員長、教育長を環境監査副委員長、環境推進委員会幹事会の幹事を環境監査委員とする。

（2）監査の対象範囲

すべての課所室を対象とし、5年に1回の頻度で各課所室が監査を受けるように実施する。

（3）監査の基準

環境監査において、主に次の事項を確認する。

- ア 環境マネジメントシステムが適切に実施及び運用されていること。
- イ 環境目標の達成に向けた取組が行われていること。
- ウ 前回の監査指摘事項が改善されていること。

（4）監査の実施手順

環境監査は、次の手順で行う。

ア 監査計画の作成

環境管理責任者は、監査計画を作成し、環境監査委員長が決定する。

イ 監査実施の通知

環境監査委員長は、監査の実施にあたり、被監査課所に通知する。

ウ 環境監査チェックリストの作成

環境管理責任者は、監査項目等をまとめた「環境監査チェックリスト」を作成する。

エ 監査の実施

環境監査チームは、環境監査チェックリストに基づき、監査の基準に則り、監査を実施する。

オ 監査結果の評価

環境監査チームは、監査結果を次の五区分で評価する。

区分	判断基準
不適合	<ul style="list-style-type: none"> ・決められた手順に従っていない場合 ・環境法令を順守していない場合 ・目標未達成にも関わらず対策が講じられていない場合
改善	<ul style="list-style-type: none"> ・不適合ではないが、改善することによりシステムが向上する場合
観察	<ul style="list-style-type: none"> ・軽微な指摘事項で推移を見守る場合
適合	<ul style="list-style-type: none"> ・監査基準に適合している場合
賞賛	<ul style="list-style-type: none"> ・監査基準に適合しており、賞賛すべき取組である場合

カ 環境監査記録表の作成

環境管理責任者は、監査結果を取りまとめ、指摘事項等を整理した「環境監査記録表」を作成する。

キ 監査結果の通知

環境監査委員長は、被監査課所に監査結果を通知する。

ク 改善対応

監査で指摘を受けた被監査課所は、速やかに改善対応を図り、対応内容を環境管理責任者に報告する。

ケ 環境監査報告書の作成

環境管理責任者は、監査結果及び改善対応をまとめた「環境監査報告書」を作成し、環境監査委員長が決定する。

コ 監査結果の報告

環境管理責任者は、環境監査の結果を環境管理総括者に報告する。

(5) 監査結果の公表

環境管理責任者は、監査結果を公表する。

3 環境審議会（外部評価）

環境管理総括者は、環境マネジメントシステムの管理、運用等に関する問題や改善に関し、外部からの評価、助言を得るため、環境審議会に意見を求める。

第6章 改善

1 改善指示

環境管理総括者は、環境マネジメントシステムが適切に運用され、有効に機能しているかを総括し、改善のために必要な指示を行う。

(1) 情報提供

環境管理責任者は、環境管理総括者が適切な改善指示ができるように、次のとおり必要な情報を提供する。

- ア 前回までの改善指示に対する対応状況
- イ にいはま環境プラン等の計画の進捗状況
- ウ 環境法令の順守状況
- エ エネルギーの使用の合理化の取組状況
- オ 緊急事態に関すること
- カ 環境監査の結果
- キ 職員からの改善提案
- ク 改善指示に必要なその他情報

(2) 改善指示

環境管理総括者は、環境管理責任者から提供された情報に基づき、継続的な環境マネジメントシステムの改善を図るため、改善指示を行う。

(3) 改善指示の記録及び周知

環境管理責任者は、環境管理総括者による改善指示の内容を記録し、職員に周知する。

第8版	H3 1. 3. 3 1	第8版を廃止する。
新第1版	H3 1. 4. 1	新第1版を制定する。
新第2版	R 2. 4. 1	「環境部長」を「市民環境部長」に変更
新第3版	R 4. 7. 6	新第3版全面改訂
新第3版 改訂	R 6. 4. 1	一部改訂（環境方針）